

平成 17 年改正における検討規定

労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）

附 則（平成 17 年法律第 108 号）（抄）

（検討）

第 13 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、
新労働安全衛生法の施行の状況を勘案し、必要があると認めると
きは、新労働安全衛生法の規定について検討を加え、その結果に
基づいて必要な措置を講ずるものとする。

* 平成 18 年 4 月 1 日施行